

第8回専門小委員会（9月18日開催）における主な議論について

資料1

会議における委員からの指摘に基づく修正後の資料を掲載しています。

【議論の視点等について】

- ガバナンスが多義語である中で、最初にわかりやすく定義づける必要。
- 自治体行政に対する監視機能の強化という従来のガバナンスの議論の範囲に加え、各監視主体の自己統治のあり方まで検討を行うことが求められていると考えられるが、住民と議会との関係や、住民代表のあり方まで範囲を広げて考えるかは検討が必要。
- パッチワークのように組み合わさっていて良いガバナンス機能と、整理すべき機能を分けて考えるべきではないか。また、制度改正すべき機能と、運用改善すべき機能があり、的確に整理する必要。
- ガバナンス機能のあり方の検討にあたって、人口規模に応じて制度のあり方を検討するという視点の他に、高齢化の進展や単独世帯の増加などの要素も考慮する必要はないか、留意して議論を行う必要。
- 監視機能の強化と監視主体の自己統治のあり方は密接に関っている。これらの議論を分けて優先順位をつけて議論するのではなく、一体のものとして議論していくべき。
- 自治体では様々な機関が連携して政策決定の過程と事後チェックの過程に対する監視機能を形成しているが、全体としてPDCAサイクルがうまく働くようにする必要。
- 諮問が地方公共団体における統制のあり方ではなく、ガバナンスのあり方である以上、PDCAの中の「P」や、政治決定から議論を始めるべきではないか。

- 議論の方向性としては、監査については監視機能を、議会については意思決定機能と監視機能をそれぞれどう強化していくかではないか。
- 人口減少下における基礎自治体の実態をより改善するという方針で答申をまとめるべき。量・質の改善が見込まれないような限界的な自治体に対して一律に制度を義務付けることは現実的ではない。
- 諮問事項の議会制度や監査制度の後の「等」には、内部統制制度や住民訴訟の問題などが入っているのだろうが、その他にも、自治体が経営する第三セクターのガバナンスの問題も必要に応じて議論することも考えられる。

【審議項目（案）について】

- 議会、監査委員、長、住民がそれぞれどのような役割を果たすべきか、制度・論点によってグルーピングして関連付けたうえで、全体としてガバナンスを確保するための議論を行うべきではないか。
- 議会は意思決定機能と監視機能だけではなく、提案機能や民意集約機能もバランスよく担う必要があるのではないか。
- 意思決定機能や監視機能等はお互い重なる部分があり、切り分けることはできないのではないか。
- 議会、監査委員、長、住民がそれぞれ独立してその役割が論ぜられるべきではなく、「議会と住民」、「監査委員と住民」など、相互関係が議論されるべきではないか。

【議会制度について】

- これまで地方議会の機能の充実が図られてきており、今後はその機能の活用を図るべき。
- 議会の活動が上手くいっていないのは、制度的な問題なのか、運用の問題なのか、議員の意識の問題なのか、整理が必要。
- ガバナンスとは元々は「舵取り」という意味。住民の代表である議会が、首長と並んで自治体の方向性を主導できるよう役割を強化すべき。
- 議会の活動は住民代表という立場で行うもの。監視機能についても、不断に住民の声を聞いて行政の問題点を発掘する必要。問題はそれができているのかという点。
- 地方選挙の半数近くは無競争当選、無風選挙である。議会の権限の議論の前に、住民の代表のあり方を考える必要があるのではないか。
- 議員の資質の確保、地方議会の活性化のためには、選挙制度を議論していくことが必要ではないか。
- 議員の資質を確保する方法として、政党制度の活用が考えられるが、政党の地方組織は基盤が弱い。例えば、連記制のような仕組みとし、グループで選挙キャンペーンをすることで出れば、実質的に政党化するという考えられるのではないか。
- 執行機関に対する監視機能の強化のために、議会の機能強化を図るのか、それとも外部からのチェック機能を強化するのか、考えていく必要。
- 将来的に市民オンブズマンのような第三者により議会を評価する組織が育ってくると、議会に対する監視として大きなインパクトが出るのではないか。

【監査制度について】

- 公金の不正使用が発覚してから監査機能を強化するのでは遅い。予算規模・人口規模に応じて一定程度の監査資源を確保していくことが必要。
- 監査委員を公選制にしたり、議会の下に監査委員を置くこととすれば、執行機関としての性格が変わってしまう。監査の独立性の確保の観点から改革するのであれば、現行制度とは別の外部監査の仕組みを考えるべき。
- 人口規模によって監視機能の強化の課題も異なる。例えば、小規模自治体に対しては、都道府県が共同設置を助言したり、監査共同組織を設置して専門家を配置するといったシステムがあってもいい。
- 資格制度や研修制度など、監査を行うための知識や能力を確保するための議論が必要ではないか。